

高病原性鳥インフルエンザについて（愛知県2例目）

健康対策課新型インフルエンザ対策室

1 発生の状況

- 2月14日 新城市内の家きん農場において、簡易キット検査により発生疑いを確認
PCR検査により患者（H5亜型）であることを確認
直ちに約17,500羽の殺処分を開始
2月15日 殺処分終了

2 防疫作業員の健康調査の概要

（1）概略

発生家きん農場における鶏の殺処分、埋却、鶏舎等の消毒等に従事する防疫作業員の作業前の健康調査及び作業終了後の健康観察を実施する。

（2）作業前健康調査

ア 実施期間

平成23年2月14日（月）及び平成23年2月15日（火）

イ 実施場所

- 新城保健所
- 衣浦東部保健所
- 三の丸病院

ウ 健康調査内容

- ・ 問診
- ・ 体温測定
- ・ 血圧測定（必要に応じて）
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の処方
（同意の得られた者のみ対象。10日分のタミフルを処方）

エ 受診者数

758名

（内訳（受診場所））

新城保健所324名、衣浦東部保健所89名、三の丸病院345名

（3）作業終了後の健康観察

最終作業日の翌日から10日間、毎日朝夕の体温を測定し、その結果を記録するとともに、発熱や呼吸器症状等が発現した場合には、直ちに県健康対策課新型インフルエンザ対策室まで連絡するように指導

【健康観察期間内に症状を呈した場合の対応】

- 健康観察期間内に38℃以上の発熱、急性呼吸器症状等を呈するなど鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑う場合には、感染症指定医療機関等への受診を要請するとともに、検体を採取し、PCR検査を実施
- H5亜型が検出（最終の確認は国立感染症研究所となる見込み）された場合には、感染症法に基づく二類感染症の疑似症患者として当該患者に対して入院勧告を実施
- 国立感染症研究所において、N亜型の検査を実施

3 農場従業員等に係る積極的疫学調査

- 農場従事者等接触者のリストアップ
- 健康調査の実施
 - ・ インフルエンザ様の症状の有無の確認
 - ・ 感染鳥類等との直接接触後10日間の健康観察の実施
(朝夕の体温測定、測定結果の記録、発熱や呼吸器症状等が発現した場合の保健所への連絡、マスクの着用等)
※ 健康観察中に発症した場合など、必要に応じて検査を実施する。
 - ・ 2月15日（火）までに8名の健康調査を実施
- 抗インフルエンザウイルス薬の投与
(同意を得られた者のみ対象。10日間分のタミフルを処方)